

令和2年度消費者問題に関する企業職員セミナー(第1回)

# 消費者関連部門職員が 知っておきたい知識と情報

ーインターネット通販を中心にー

今回は、特定商取引法と景品表示法の基礎知識、広告に関する苦情の現状、行政における消費者トラブルの解決手段、企業における消費者関連部門の実践例について学びます。

2020年9月25日(金) 10:30~16:30

定員  
50名  
先着順

**会場** 独立行政法人国民生活センター東京事務所 2階大会議室  
東京都港区高輪3-13-22

**対象** 企業の消費者関連部門等を担当する職員をはじめとする本講座に関心のある企業、団体職員等

**受講料** 9,200円(税込)

**主催** 独立行政法人国民生活センター

**後援** 公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

**会場アクセス** 都内でコンパクトに学べます！

JR・京急品川駅高輪口(西口)から徒歩5分です。駅を出て横断歩道で第一京浜国道を渡ります。300メートルほど、ざくろ坂という緩やかな坂を登ると右手にあります。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、予定人員を80名から50名に変更しました。  
※研修の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策のための取組みを実施します。  
詳細は実施要領をご確認ください。



## カリキュラム

### 講 義 特定商取引法・景品表示法の基礎知識

新型コロナウイルスの流行により、インターネット通販事業に乗り出す企業も少なくないことから、特定商取引法と景品表示法について、具体的事例を交えつつ、基礎から学びます。

弁護士 古川 昌平

### 講 義 インターネット通販広告の現状と問題点

インターネット通販における広告へのクレームなど、その現状と問題点について、データや具体的な事例を基に学びます。

公益社団法人日本広告審査機構(JARO)

### 講 義 国民生活センターにおける消費生活相談処理やADRについて

国民生活センターにおける消費生活相談の処理の流れや通信販売関連の相談概況を知るとともに、ADR(裁判外紛争解決手続)の制度や機能を学び、企業と消費者との紛争について第三者を介した話し合いによる柔軟な解決手続を理解します。

国民生活センター相談情報部・紛争解決委員会事務局

### 取組報告 企業における消費者関連部門の実践例

近年のIT技術の向上や新型コロナウイルスの流行などを受けて、従来、通信販売などに力を入れていなかった業種においても、新たに通信販売やインターネットによるサービス事業に乗り出す企業が増加しています。そこで、企業における消費者関連部門として、どのような取組みを行っているかについて、実践例を学びます。

株式会社湖池屋 ピジョン株式会社

※講師の都合等により講義順等を変更する場合があります。

## 今後の研修(予定)

※詳細は別途、ホームページ等でお知らせします。

第2回 テーマ【令和2年11月25日(水)実施予定】  
「デジタル社会の到来を踏まえた消費者部門のあり方」

受講方法 参加希望の方は、下記ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。

<http://www.kokusen.go.jp/seminar/info.html>

受付期間 2020年7月21日(火)～9月11日(金)



申込順に受け付けます。なお、受講申込者が予定人員を超過する場合は、締切り前であっても受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※申込の開始、終了は上記日程の夕方を予定しています。

### 申込方法・システムに関するお問合せ先 ▶

国民生活センター「企業職員セミナー」ヘルプデスク TEL:03-5362-0135

〈受付時間:平日午前9時30分～午後5時30分 ※土日祝日を除く〉

### 研修内容・入金等に関するお問合せ先 ▶

独立行政法人国民生活センター教育研修部教務課(担当:大小島、保坂、中村)

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22 TEL:03-3443-6207 FAX:03-3443-6201

〈受付時間:平日午前9時30分～午後6時 ※土日祝日を除く〉